

昭和二十四年十二月十三日
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆甲第一五七号

昭和二十四年十二月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員並木芳雄君提出旧都道府県農業会から農業協同組合連合会への資産引継に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出旧都道府県農業会から農業協同組合連合会への資産引継に

関する質問に対する答弁書

旧都道府県農業会の資産は、農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律にもとずき、市町村農業会整理特別措置令を準用し、農業協同組合連合会の譲受請求権を優先的に認めているが、その譲渡価格については、債権者の債権擁護と会員の財産権の確保のために時価で処分されることとなつていゝる。しかし、資産処理委員会が、時価を決定するに当つては、譲受連合会の今後の経営よりみて、不当に高い価格で譲渡することを強要せず、連合会と充分協議をとげて公正妥当な価格を決定している。

右答弁する。